

官報 号外

平成二十六年四月二十五日

○第百八十六回 参議院会議録第二十号

平成二十六年四月二十五日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第二十号

平成二十六年四月二十五日

午前十時開議

第一 著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件
議事日程のとおり

○議長(山崎正昭君) これより会議を開きます。

日程第一 著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長(長谷川清君)の報告を求めます。文教科学委員長長丸山和也君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔丸山和也君登壇、拍手〕

○丸山和也君 たいま議題となりました法律案につきまして、文教科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、インターネットその他の新たな情報伝達手段の発達に鑑み、紙媒体による出版のみを対象としている現行出版権制度を見直し、電子書籍に対応した出版権の整備を行うとともに、視聴覚的実演に関する北京条約の実施に伴い、著作権法による保護を受ける実演として同条約の締約国の国民が行う実演を追加する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、電子書籍に係る出版権の設定を受けることのできる者の範囲、有効な海賊版対策の在り方、本法律案の円滑な運用に向けた取組等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十六

賛成

二百二十五

反対

よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 日程第二 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長(長谷川清君)の報告を求めます。総務委員長山本香苗君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔山本香苗君登壇、拍手〕

○山本香苗君 たいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、地方公務員について、人事評価制度の導入等により能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るとともに、再就職者による依頼等の規制の導入等により退職管理の適正を確保しようとするものであります。

委員会におきましては、地方自治体における人事評価制度の運用の在り方、小規模自治体における人事評価制度を導入することの妥当性、退職管理に係る規定が国家公務員法と異なる理由、自律的労使関係制度の検討に係る見解等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましてところ、日本共産党を代表して吉良よし子委員、社会民主党・護憲連合を代表して又市征治委員よりそれぞれ反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十六

賛成

百五十三

反対

七十三

よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十時六分散会

出席者は左のとおり。

議長 山崎 正昭君
副議長 奥石 東君

議員

吉良よし子君 又市 征治君
山本 博司君 横山 信一君
辰巳孝太郎君 吉田 忠智君
河野 義博君 佐々木さやか君
倉林 明子君 福島みずほ君
矢倉 克夫君 杉 久武君
堀井 巖君 田村 智子君
紙 智子君 石川 博崇君
新妻 秀規君 平木 大作君
若林 健太君 高階恵美子君
仁比 聡平君 大門実紀史君
秋野 公造君 竹谷とし子君
若松 謙維君 中西 祐介君
熊谷 大君 大家 敏志君
井上 哲士君 小池 晃君
浜田 昌良君 山本 香苗君
谷合 正明君 磯崎 陽輔君
市田 忠義君 山下 芳生君
荒木 清寛君 山口那津男君
魚住裕一郎君 西田 実仁君
長沢 広明君 林 芳正君
山本 一太君 森 まさこ君
藤川 政人君 中原 八一君
磯崎 仁彦君 上野 通子君
舞立 昇治君 三木 亨君
三宅 伸吾君 宮本 周司君
森屋 宏君 山下 雄平君

馬場 成志君 羽生田 俊君
二之湯武史君 長峯 誠君
中泉 松司君 長谷川 岳君
三原じゅん子君 渡辺 猛之君
江島 潔君 赤池 誠章君
井原 巧君 石井 正弘君
石田 昌宏君 石井 準一君
岩井 茂樹君 石井 浩郎君
青木 一彦君 丸川 珠代君
山田 俊男君 丸山 和也君
水落 敏栄君 関口 昌一君
野上浩太郎君 藤井 基之君
有村 治子君 北川イツセイ君
小泉 昭男君 末松 信介君
岩城 光英君 衛藤 晟一君
世耕 弘成君 松山 政司君
金子原二郎君 鶴保 庸介君
橋本 聖子君 岸 宏一君
山本 順三君 脇 雅史君
福岡 資麿君 堀内 恒夫君
山本 太郎君 谷 亮子君
吉川ゆうみ君 山田 修路君
渡邊 美樹君 主演 了君
豊田 俊郎君 堂故 茂君
柘植 芳文君 滝波 宏文君
滝沢 求君 高橋 克法君
太田 房江君 大野 泰正君
北村 経夫君 大沼みずほ君
古賀友一郎君 上月 良祐君
酒井 庸行君 島田 三郎君
古川 俊治君 西田 昌司君

塚田 一郎君 佐藤 正久君
佐藤 信秋君 佐藤 ゆかり君
伊達 忠一君 岡田 直樹君
宮沢 洋一君 中川 雅治君
二之湯 智君 松村 祥史君
松下 新平君 溝手 顕正君
柳本 卓治君 山崎 力君
山谷えり子君 木村 義雄君
小坂 憲次君 鴻池 祥肇君
中曾根弘文君 森本 真治君
磯崎 哲史君 石上 俊雄君
浜野 喜史君 安井美沙子君
小西 洋之君 石橋 通宏君
大野 元裕君 西村まさみ君
徳永 エリ君 高野光二郎君
斎藤 嘉隆君 田城 郁君
難波 奨二君 江崎 孝君
有田 芳生君 島村 大君
野田 国義君 金子 洋一君
風間 直樹君 牧山ひろえ君
大島九州男君 相原久美子君
林 久美子君 片山さつき君
尾立 源幸君 大久保 勉君
白 眞勲君 足立 信也君
藤本 祐司君 水岡 俊一君
津田弥太郎君 猪口 邦子君
小林 正夫君 藤田 幸久君
大塚 耕平君 福山 哲郎君
櫻井 充君 増子 輝彦君
那谷屋正義君 山東 昭子君

国務大臣

総務大臣 新藤 義孝君
文部科学大臣 下村 博文君



小川 勝也君 直嶋 正行君
神本美恵子君 田中 直紀君
羽田雄一郎君 郡司 彰君
榛葉賀津也君 田中 茂君
清水 貴之君 平野 達男君
真山 勇一君 渡辺美知太郎君
藤巻 健史君 吉川 沙織君
荒井 広幸君 柴田 巧君
和田 政宗君 儀間 光男君
広田 一君 藤末 健三君
川田 龍平君 井上 義行君
薬師寺みちよ君 東 徹君
芝 博一君 加藤 敏幸君
柳澤 光美君 小野 次郎君
山口 和之君 山田 太郎君
中野 正志君 室井 邦彦君
小見山幸治君 小川 敏夫君
長浜 博行君 寺田 典城君
中西 健治君 松田 公太君
中山 恭子君 アントニオ猪木君
前川 清成君 北澤 俊美君
柳田 稔君 前田 武志君
江田 五月君 水野 賢一君
江口 克彦君 松沢 成文君
片山虎之助君

議長の報告事項

一昨二十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

世耕 弘成君

補欠

舞立 昇治君

法務委員

辞任

宮沢 洋一君

補欠

山田 修路君

吉田 博美君

堀井 巖君

外交防衛委員

辞任

小坂 憲次君

補欠

水落 敏栄君

滝沢 求君

宇都 隆史君

三宅 伸吾君

島尻安伊子君

財政金融委員

辞任

島尻安伊子君

補欠

三宅 伸吾君

文教科科学委員

辞任

水落 敏栄君

補欠

小坂 憲次君

厚生労働委員

辞任

宇都 隆史君

補欠

滝沢 求君

農林水産委員

辞任

堀井 巖君

補欠

吉田 博美君

舞立 昇治君

世耕 弘成君

山田 修路君

宮沢 洋一君

国土交通委員

辞任

山口那津男君

補欠

河野 義博君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国民生活のためのデフレ脱却及び財政再建に関する調査会委員

辞任

斎藤 嘉隆君

補欠

大塚 耕平君

渡辺美知太郎君

山田 太郎君

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を内閣委員会に付託した。

健康・医療戦略推進法案(閣法第二一号)

独立行政法人日本医療研究開発機構法案(閣法第二二号)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

武器貿易条約の締結について承認を求めるの件

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

内閣府設置法の一部を改正する法律案

港灣法の一部を改正する法律案

第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律

内閣府設置法の一部を改正する法律

港灣法の一部を改正する法律

同日会計検査院長から、会計検査院法第三十条の二の規定に基づく「地方財政計画及び地方公務員の特種勤務手当等の状況について」の報告を受領した。

昨二十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

舞立 昇治君

補欠

世耕 弘成君

法務委員

辞任

石井 準一君

補欠

吉川ゆうみ君

堀井 巖君

古賀友一郎君

山田 修路君

馬場 成志君

外交防衛委員

辞任

水落 敏栄君

補欠

小坂 憲次君

文教科科学委員

辞任

補欠

水落 敏栄君

農林水産委員

辞任

古賀友一郎君

補欠

堀井 巖君

世耕 弘成君

馬場 成志君

同日委員において選任した理事は次のとおりである。

法務委員会

理事 山下 雄平君 (山下雄平君の補欠)

同日委員長から次の報告書が提出された。

著作権法の一部を改正する法律案(閣法第七三号)審査報告書

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案(閣法第四七号)審査報告書

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

食品中のセシウム一三七による健康被害に関する質問主意書(山本太郎君提出)(第七八号)

介護ロボット等の普及拡大に向けた取組に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第七九号)

石綿の健康影響調査に関する質問主意書(川田龍平君提出)(第八〇号)

ウクライナ及びクリミア半島における邦人保護に関する質問主意書(浜田和幸君提出)(第八一号)

閣議の議事録公開に関する質問主意書(浜田和幸君提出)(第八二号)

原発再稼働に関する再質問主意書(山本太郎君提出)(第八三号)

審査報告書

著作権法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十六年四月二十四日

文教科学委員長 丸山 和也

参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、インターネットその他の新たな情報伝達手段の発達に鑑み、紙媒体による出版のみを対象としている現行出版権制度を見直し、電子書籍に対応した出版権の整備を行うとともに、視聴覚的実演に関する北京条約の実施に伴い、著作権法による保護を受ける実演として同条約の締約国の国民が行う実演を追加する等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、我が国の「知の再生産」や「日本文化の創造と伝搬」に貢献してきた日本の多様で豊かな出

版・活字文化を、グローバル化やデジタル化が進展する新しい時代においても一層発展させ、著作者の権利を保護しつつ、多様な著作物を多様な出版形態でより多くの国内外の利用者に届けていくことが重要であることに鑑み、真に実効性ある海賊版対策の実施など、本法により拡充された出版権制度の更なる利用促進に向けて必要な対策を講ずること。

二、我が国が世界に誇る出版・活字文化は、著作者と出版を引き受ける者との間の信頼関係に基づく企画から編集、制作、宣伝、販売という一連のプロセスからなる出版事業がその基盤にあることを踏まえ、本法によって設定可能となる電子出版に係る出版権の下でも従前の出版事業が尊重されるよう、その具体的な契約及び運用の在り方を示して関係者に周知するとともに、その実務上の効果について一定期間後に具体的な検証を行い、必要に応じた見直しを検討すること。

三、電子出版の流通の促進を図るためには、契約当事者間で適切な出版権設定を行うことが必要不可欠であることから、これまで出版権設定が進んでこなかった雑誌等、複数の著作物によって構成される著作物などについても出版権設定が可能であることについて周知に努めるとともに、具体的な契約モデルの構築について関係者に対する支援を行うこと。また、物権的

に細分化された出版権が設定された場合に、当該出版権が及ばない形態の海賊版が流通した場合には効果的な海賊版対策を行うことができないため、効果的な海賊版対策を講ずる観点から適切な出版権が設定されるよう推奨すること。

四、効果的な海賊版対策を講ずる観点から、著作者が契約締結時において電子書籍を出版する意思や計画がない場合であっても、紙媒体の出版と電子出版等を合わせて一体的な出版権の設定がなされることが想定されるが、その後、電子書籍の出版を希望するに至った場合において、著作者の意図に反して出版が行われず放置されるといったいわゆる塩漬け問題が生ずることのないよう、適切な対策を講ずること。

五、電子的な海賊版については、一たびインターネット等で公衆送信が行われればもはや完全に差し止めることは困難であり、甚大な被害が生じてしまうことから、電子出版に係る出版権しか持たない出版者においても、違法配信目的で複製がなされた場合には、第一百十二条第一項の「出版権を侵害するおそれがある場合」としてその段階で差し請求を行うことができることを出版者に対し周知すること。

六、出版権者及び著作権者による海賊版対策の取組の状況を踏まえ、紙媒体の出版についてのみ出版権の設定を受けている出版権者であっても、インターネット上の海賊版又はDVD等の

記録媒体等による海賊版に対し差し請求を行うことができる契約慣行の改善や「みなし侵害規定」等の制度的対応など効果的な海賊版対策について検討すること。

七、海賊版については、日本国外での被害が圧倒的多数であることから、その対策強化を図るための国際的な連携・協力の強化など、海外での不正流通取締対策に積極的に取り組むとともに、出版物の正規版の海外流通の促進に向けて官民挙げた取組を推進すること。

八、本法によって、多様な形態の出版権設定が行われる可能性があることから、著作物における出版権設定の詳細を明らかにするため、将来的な利活用の促進も視野に入れつつ、出版権の登録・管理制度等を早急に整備するため、具体的な検討に着手すること。また、当事者間の契約上の紛争予防及び紛争が発生した際の円満な解決の促進を目指し、出版契約における裁判外紛争解決手段(ADR)を創設すべく、必要な措置を講ずること。

九、ナショナルアーカイブが、図書を始めとする我が国の貴重な文化関係資料を次世代に継承し、その活用を図る上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、その構築に向けて、国立国会図書館を始めとする関係機関と連携・協力しつつ、著作権制度上の課題等について調査・研究を行うなど取組を推進すること。

十、教科用拡大図書や副教材の拡大写本を始め、

弱視者のための録音図書等の作成においてボランティアが果たしてきた役割の重要性に鑑み、障害者のための著作物利用の促進と円滑化に向け、著作権法の適切な見直しを検討すること。

特に、障害者の情報アクセス権を保障し、情報格差を是正していく観点から、障害者権利条約を始めとする国際条約や関係団体等の意見を十分に考慮しつつ、障害の種類にかかわらず全ての障害者がそれぞれの障害に応じた形態の出版物を容易に入手できるよう、第三十七条第三項の改正に向け、速やかに結論を得ること。

十一、視聴覚の実演に関する北京条約や関係団体等の意見を十分に考慮しつつ、俳優、舞踊家などの視聴覚の実演家の権利に関し、契約及び運用の在り方や法制上の在り方も含め検討を行うこと。

右決議する。

著作権法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十六年四月八日

衆議院議長 伊吹 文明

参議院議長 山崎 正昭殿

著作権法の一部を改正する法律案

著作権法の一部を改正する法律

著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「をいう。」の下に「以下この項、次条第一項、」を、「受けた者」の下に「若しくはその複製許諾(第八十条第三項の規定による複製の許諾をいう。第三十七条第三項ただし書及び第三十七条の二ただし書において同じ。)を得た者」を加える。

第四條第一項中「若しくはその許諾」の下に「(第六十三條第一項の規定による利用の許諾をいう。を得た者若しくは第七十九條の出版権の設定を受けた者若しくはその公衆送信許諾(第八十条第三項の規定による公衆送信の許諾をいう。次項、第三十七條第三項ただし書及び第三十七條の二ただし書において同じ。))を、「又はその許諾」の下に「(第六十三條第一項の規定による利用の許諾をいう。)」を加え、同条第二項中「得た者」の下に「若しくは第七十九條の出版権の設定を受けた者若しくはその公衆送信許諾を得た者」を加える。

第七條第一号中「行なわれる。」を「行われる。」に改め、同条に次の一号を加える。

八 前各号に掲げるもののほか、視聴覚の実演に関する北京条約の締約国の国民又は当該締約国に常居所を有する者である実演家に係る実演

第三十一条第二項中「第三十三條の二第四項において」を「以下」に改める。

第三十七條第三項ただし書及び第三十七條の二ただし書中「受けた者」の下に「若しくはその複製許諾若しくは公衆送信許諾を得た者」を加える。

第七十九條第一項中「第二十一条」の下に「又は第二十三條第一項」を加え、「複製権者」を「複製権等保有者」に、「その著作物を」を「その著作物について、」に、「又は」を「若しくは」に改め、「出版すること」の下に「(電子計算機を用いてその映像面に文書又は図画として表示されるようにする方式により記録媒体に記録し、当該記録媒体に記録された当該著作物の複製物により頒布することを含む。次条第二項及び第八十一条において「出版行為」という。又は当該方式により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて公衆送信放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。以下この章において同じ。))を行うこと(次条第二項及び第八十一条第二号において「公衆送信行為」という。))を加え、同条第二項中「複製権者」を「複製権等保有者」に改め、「その複製権」の下に「又は公衆送信権」を加える。

第八十条第一項中「頒布の目的をもつて」を削り、「著作物を原作のまま印刷その他の機械的又は化学的方法により文書又は図画として複製する権利」を「著作物について、次に掲げる権利の全部

又は一部」に改め、同項に次の各号を加える。

一 頒布の目的をもつて、原作のまま印刷その他の機械的又は化学的方法により文書又は図画として複製する権利(原作のまま前条第一項に規定する方式により記録媒体に記録された電磁的記録として複製する権利を含む。)

二 原作のまま前条第一項に規定する方式により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて公衆送信を行う権利

第八十条第二項中「の出版」を「の出版行為又は公衆送信行為(第八十三條第二項及び第八十四条第三項において「出版行為等」という。))に、「複製権者」を「複製権等保有者」に、「当該著作物を」を「当該著作物について、」に、「複製する」を「複製し、又は公衆送信を行う」に改め、同条第三項中「出版権者は」の下に「複製権等保有者の承諾を得た場合に限り」を、「複製」の下に「又は公衆送信」を加え、「できない」を「できる」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第六十三條第二項、第三項及び第五項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第三項中「著作権者」とあるのは「第七十九條第一項の複製権等保有者及び出版権者」と、同条第五項中「第二十三條第一項」とあるのは「第八十条第一項(第二号に係る部分に限る。)」と読み替えるものとする。

第八十一条中「出版権者は」の下に「次の各号

に掲げる区分に応じ」を加え、「次に掲げる」を「当該各号に定める」に改め、同条第一号及び第二号を次のように改める。

一 前条第一項第一号に掲げる権利に係る出版権者（次条において「第一号出版権者」という。） 次に掲げる義務

イ 複製権等保有者からその著作物を複製するために必要な原稿その他の原品若しくはこれに相当する物の引渡し又はその著作物に係る電磁的記録の提供を受けた日から六月以内に当該著作物について出版行為を行う義務

ロ 当該著作物について慣行に従い継続して出版行為を行う義務

二 前条第一項第二号に掲げる権利に係る出版権者（次条第一項第二号において「第二号出版権者」という。） 次に掲げる義務

イ 複製権等保有者からその著作物について公衆送信を行うために必要な原稿その他の原品若しくはこれに相当する物の引渡し又はその著作物に係る電磁的記録の提供を受けた日から六月以内に当該著作物について公衆送信行為を行う義務

ロ 当該著作物について慣行に従い継続して公衆送信行為を行う義務

第八十二条第一項中「その著作物を出版権者があらためて複製する」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 その著作物を第一号出版権者が改めて複製する場合

二 その著作物について第二号出版権者が公衆送信を行う場合

第八十二条第二項中「出版権者」を「第一号出版権者」に、「あらためて」を「改めて」に、「つど」を「都度」に改める。

第八十三条第二項中「の出版を」の出版行為等に改める。

第八十四条第一項中「第八十一条第一号」を「第八十一条第一号（イに係る部分に限る。）又は第二号（イに係る部分に限る。）」に、「複製権者」を「複製権等保有者」に、「その出版権」を「それぞれ第八十条第一項第一号又は第二号に掲げる権利に係る出版権」に改め、同条第二項中「第八十一条第二号」を「第八十一条第一号（ロに係る部分に限る。）又は第二号（ロに係る部分に限る。）」に、「複製権者」を「複製権等保有者」に、「その出版権」を「それぞれ第八十条第一項第一号又は第二号に掲げる権利に係る出版権」に改め、同条第三項中「複製権者」を「複製権等保有者」に、「出版を」を「出版行為等」に改める。

第八十六条第一項中「第三十三条の二第一項の下に」及び第四項を加え、「第三十七条第一項及び第三項」を「第三十七条」に改め、同条第二項中「第三十三条の二第一項」の下に「若しくは第四項」を加え、「第八十条第一項」を「第八十条第一項第一号」に改め、同条に次の一項を加える。

「第三十三條の二第一項の下に「若しくは第四項」を加え、「第八十條第一項」を「第八十條第一項第一号」に改め、同條に次の一項を加える。

3 第三十条の二第二項、第三十条の三、第三十条第三項前段、第三十二条第一項、第三十三条の二第四項、第三十五条第二項、第三十六条第一項、第三十七条第二項及び第三項、第三十七条の二（第二号を除く）、第四十条第一項、第四十一条、第四十二条の二、第四十二条の三第二項、第四十六条、第四十七条の二並びに第四十七条の六の規定は、出版権の目的となつて

いる著作物の公衆送信について準用する。この場合において、第三十条の二第二項、第三十条の三、第三十五条第二項、第三十六条第一項及び第四十七条の二中「著作権者」とあるのは「出版権者」と、第四十七条の六ただし書中「著作権」とあるのは「出版権」と読み替へるものとする。

第八十七条中「複製権者」を「複製権等保有者」に改め、「限り」の下に「その全部又は一部を」を加える。

第八十八条第一項第一号中「複製権」の下に「若しくは公衆送信権」を加える。

第一百十四条第三項中「著作権者」の下に「出版権者」を、「その著作権」の下に「出版権」を加え、同条第四項中「著作権」の下に「出版権」を加える。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年一月一日から施行する。ただし、第七条の改正規定及び次条

の規定は、視聽覚的実演に関する北京条約（同条において「視聽覚的実演条約」という。）が日本国について効力を生ずる日から施行する。

（著作隣接権に関する規定の適用）

第二条 この法律による改正後の著作権法（以下この条において「新法」という。）第七條第四号に掲げる実演（同條第一号から第三号までに掲げる実演に該当するものを除く。）又は同條第五号に掲げる実演であつて、視聽覚的実演條約の締結國の國民又は当該締結國に常居所を有する者である実演家に係るものに対する新法中著作隣接権に関する規定（第九十五條の三第三項及び第四項の規定を含む。）の適用については、著作権法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第六十四号）附則第三項、著作権法の一部を改正する法律（平成元年法律第四十三号。次項において「平成元年改正法」という。）附則第二項及び著作権法の一部を改正する法律（平成三年法律第六十三号）附則第二項の規定は、適用しない。

2

視聽覚的実演條約の締結國の國民又は当該締結國に常居所を有する者である実演家当該実演家に係る実演が行われた際國內に常居所を有しない外國人であつた者に限る。）に対する新法中著作隣接権に関する規定（第九十五條の三第三項及び第四項の規定を含む。）の適用については、平成元年改正法附則第四項の規定は、適用しない。

かの」に改め、同条第二項中「この条から第十九条まで、第二十一条及び第二十二条を」この節に改め、同条第三項から第五項までを削り、同条の次に次の一条を加える。

(採用の方法)

第十七条の二 人事委員会を置く地方公共団体においては、職員の採用は、競争試験によるものとする。ただし、人事委員会規則(競争試験等を行う公平委員会を置く地方公共団体においては、公平委員会規則。以下この節において同じ。)で定める場合には、選考(競争試験以外の能力の実証に基づく試験をいう。以下同じ。)によることを妨げない。

2 人事委員会を置かない地方公共団体においては、職員の採用は、競争試験又は選考によるものとする。

3 人事委員会(人事委員会を置かない地方公共団体においては、任命権者とする。以下この節において「人事委員会等」という。)は、正式任用になつてある職に就いていた職員が、職制若しくは定数の改廃又は予算の減少に基づく廃職又は過員によりその職を離れた後において、再びその職に復する場合における資格要件、採用手続及び採用の際における身分に関し必要な事項を定めることができる。

第十八条の見出しを「(試験機関)」に改め、同条第一項中「競争試験又は選考は、人事委員会

が行う」を「採用のための競争試験(以下「採用試験」という。)又は選考は、人事委員会等が行う」に改め、同項ただし書中「但し、人事委員会」を「ただし、人事委員会等」に、「競争試験」を「採用試験」に改め、同条第二項を削り、同条の次に次の二条を加える。

(採用試験の公開平等)

第十八条の二 採用試験は、人事委員会等の定める受験の資格を有する全ての国民に対して平等の条件で公開されなければならない。

(受験の阻害及び情報提供の禁止)

第十八条の三 試験機関に属する者その他職員は、受験を阻害し、又は受験に不当な影響を与える目的をもつて特別若しくは秘密の情報を提供してはならない。

第十九条及び第二十条を次のように改める。

(受験の資格要件)

第十九条 人事委員会等は、受験者に必要な資格として職務の遂行上必要であつて最少かつ適当な限度の客観的かつ画一的な要件を定めるものとする。

(採用試験の目的及び方法)

第二十条 採用試験は、受験者が、当該採用試験に係る職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該採用試験に係る職についての適性を有するかどうかを正確に判定することをもつてその目的とする。

る。

2 採用試験は、筆記試験その他の人事委員会等が定める方法により行うものとする。

第二十一条の見出しを「(採用候補者名簿の作成及びこれによる採用)」に改め、同条第一項中「競争試験」を「採用試験」に、「任用」を「採用」に改め、「任用候補者名簿」及び「又は昇任候補者名簿」を削り、同条第二項中「又は昇任候補者名簿」、「又は昇任試験」及び「その得点順」を削り、同条第三項中「又は昇任候補者名簿」を削り、「採用又は昇任は、」を「採用は、任命権者が、人事委員会の提示する」に、「について、採用し、又は昇任すべき者一人につき人事委員会の提示する採用試験又は昇任試験における高点順の志望者五人のうち」を「の中」に改め、同条第四項中「又は昇任候補者名簿」を削り、「人事委員会の提示すべき志望者の数より多少いときは」を「採用すべき者の数より多少い場合その他の人事委員会規則で定める場合には」に改め、同条第五項中「任用候補者名簿」を「採用候補者名簿」に、「任用の」を「採用の」に改め、「(競争試験等を行う公平委員会においては、公平委員会規則。次条第二項において同じ。)」を削り、同条の次に次の四条を加える。

(選考による採用)

第二十一条の二 選考は、当該選考に係る職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準

職務遂行能力及び当該選考に係る職についての適性を有するかどうかを正確に判定することをもつてその目的とする。

2 選考による職員の採用は、任命権者が、人事委員会等の行う選考に合格した者の中から行うものとする。

3 人事委員会等は、その定める職員の職について前条第一項に規定する採用候補者名簿がなく、かつ、人事行政の運営上必要であると認める場合においては、その職の採用試験又は選考に相当する国又は他の地方公共団体の採用試験又は選考に合格した者を、その職の選考に合格した者とみなすことができる。

(昇任の方法)

第二十一条の三 職員の昇任は、任命権者が、職員の受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づき、任命しようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとする。

(昇任試験又は選考の実施)

第二十一条の四 任命権者が職員を人事委員会規則で定める職(人事委員会を置かない地方公共団体においては、任命権者が定める職)に昇任させる場合には、当該職について昇任のための競争試験(以下「昇任試験」という。)

又は選考が行われなければならない。 2 人事委員会は、前項の人事委員会規則を定めようとするときは、あらかじめ、任命権者の意見を聴くものとする。 3 昇任試験は、人事委員会等の指定する職に正式に任用された職員に限り、受験することができる。 4 第十八条から第二十一条までの規定は、第一項の規定による職員の昇任試験を実施する場合について準用する。この場合において、第十八条の二中「定める受験の資格を有する全ての国民」とあるのは「指定する職に正式に任用された全ての職員」と、第二十一条中「職員の採用」とあるのは「職員の昇任」と、「採用候補者名簿」とあるのは「昇任候補者名簿」と、同条第四項中「採用すべき」とあるのは「昇任させるべき」と、同条第五項中「採用の方法」とあるのは「昇任の方法」と読み替えるものとする。 5 第十八条並びに第二十一条の二第一項及び第二項の規定は、第一項の規定による職員の昇任のための選考を実施する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「職員の採用」とあるのは、「職員の昇任」と読み替えるものとする。 (降任及び転任の方法) 第二十一条の五 任命権者は、職員を降任させ	
る場合には、当該職員の人事評価その他の能力の実証に基づき、任命しようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする職についての適性を有すると認められる職に任命するものとする。 2 職員の転任は、任命権者が、職員の人事評価その他の能力の実証に基づき、任命しようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとする。 第二十二条の見出しを「(条件付採用及び臨時任用)」に改め、同条第一項中「すべて条件付」を「全て条件付」に、「人事委員会」を「人事委員会等」に、「条件付採用」を「条件付採用」に改め、同条第二項中「任用候補者名簿」を「採用候補者名簿(第二十一条の四第四項において読み替えて準用する第二十一条第一項に規定する昇任候補者名簿を含む。)」に、「こえない」を「超えない」に改める。 第三章第三節を次のように改める。 第三節 人事評価 (人事評価の根本基準) 第二十三条 職員の人事評価は、公正に行われなければならない。 2 任命権者は、人事評価を任用、給与、分限	その他の人事管理の基礎として活用するものとする。 (人事評価の実施) 第二十三条の二 職員の職務については、その任命権者は、定期的に人事評価を行わなければならない。 2 人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項は、任命権者が定める。 3 前項の場合において、任命権者が地方公共団体の長及び議会の議長以外の者であるときは、同項に規定する事項について、あらかじめ、地方公共団体の長に協議しなければならない。 (人事評価に基づく措置) 第二十三条の三 任命権者は、前条第一項の人事評価の結果に応じた措置を講じなければならない。 (人事評価に関する勧告) 第二十三条の四 人事委員会は、人事評価の実施に関し、任命権者に勧告することができ 第二十四条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項から第六項までを一項ずつ繰り上げる。 第二十五条の見出しを「(給与に関する条例及び給与の支給)」に改め、同条第一項中「前条第
六項」を「前条第五項」に、「又」を「また」に改め、同条第三項中「次の」を「次に掲げる」に改め、第六号を削り、同項第五号中「及び生活に必要な施設の全部又は一部を公給する職員の職」を削り、同号を同項第六号とし、同項第四号中「特別地域勤務、危険作業その他特殊な勤務に対する手当及び扶養親族を有する職員に対する手当を支給する場合においては、これら」を「前号に規定するものを除くほか、地方自治法第二百四条第二項に規定する手当を支給する場合においては、当該手当」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「時間外勤務、夜間勤務及び休日勤務に対する給与」を「時間外勤務手当、夜間勤務手当及び休日勤務手当」に改め、同号を同項第四号とし、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。 二 等級別基準職務表 第二十五条第四項及び第五項を次のように改める。 4 前項第一号の給料表には、職員の職務の複雑、困難及び責任の度に基づく等級ごとに明確な給料額の幅を定めていなければならない。 5 第三項第二号の等級別基準職務表には、職員の職務を前項の等級ごとに分類する際に基準となるべき職務の内容を定めていなければならない。	九

第二十八条第一項中「左の各号の一に該当する場合においては」を「次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよい場合

第二十八条第一項第三号中「場合の外」を「場合のほか」に改める。

第三十八条の見出しを「営利企業への従事等の制限」に改め、同条第一項中「営利を目的とする私企業」を「商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下この項及び次条第一項において「営利企業」という。）に、「自ら営利を目的とする私企業」を「自ら営利企業」に改める。

第三章第六節の次に次の一節を加える。

第六節の二 退職管理

（再就職者による依頼等の規制）

第三十八条の二 職員（臨時的に任用された職員、条件付採用期間中の職員及び非常勤職員（第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下この節、第六十条及び第六十三条において同じ。）であつた者であつて離職後に営利企業等（営利企業及び営利企業以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第二項に規

定する特定独立行政法人及び特定地方独立行政法人を除く。）をいう。以下同じ。）の地位に就いている者（退職手当通算予定職員であつた者であつて引き続き退職手当通算法人の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十条第二項に規定する退職派遣者を除く。以下「再就職者」という。）は、離職前五年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織（当該執行機関（当該執行機関の附属機関を含む。）の補助機関及び当該執行機関の管理に属する機関の総体をいう。第三十八条の七において同じ。）若しくは議会の事務局（事務局を置かない場合にあつては、これに準ずる組織。同条において同じ。）若しくは特定地方独立行政法人（以下「地方公共団体の執行機関の組織等」という。）の職員若しくは特定地方独立行政法人の役員（以下「役員」という。）又はこれらに類する者として人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則。以下この条（第七項を除く。）第三十八条の七、第六十条及び第六十四条において同じ。）で定めるものに対し、当該地方公共団体若しくは当該特定地方独立行政法人と当該営利企業等若しくはその子法人（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百六条

の第二項に規定する子法人の例を基準として人事委員会規則で定めるものをいう。以下同じ。）との間で締結される売買、貸借、請負その他の契約又は当該営利企業等若しくはその子法人に対して行われる行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第二号に規定する処分に關する事務（以下「契約等事務」という。）であつて離職前五年間の職務に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

2 前項の「退職手当通算法人」とは、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人その他その業務が地方公共団体又は国の事務又は事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるもの（退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き当該法人の役員又は当該法人に使用される者となつた場合に、職員としての勤続期間を当該法人の役員又は当該法人に使用される者としての勤続期間に通算することと定められており、かつ、当該地方公共団体の条例において、当該法人の役員又は当該法人に使用される者として在職した後引き続き再び職員となつた者の当該法人の役員又は当該法人に使用される

者としての勤続期間を当該職員となつた者の職員としての勤続期間に通算することと定められている法人に限る。）をいう。

3 第一項の「退職手当通算予定職員」とは、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き退職手当通算法人（前項に規定する退職手当通算法人をいう。以下同じ。）の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職することとなる職員であつて、当該退職手当通算法人に在職した後、特別の事情がない限り引き続き選考による採用が予定されている者のうち人事委員会規則で定めるものをいう。

4 第一項の規定によるもののほか、再就職者のうち、地方自治法第百五十八条第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又はこれに準ずる職であつて人事委員会規則で定めるものに離職した日の五年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役員又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務であつて離職した日の五年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

5 第一項及び前項の規定によるもののほか、再就職者は、在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役員又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、当該地方公共団体若しくは当該特定地方独立行政法人と営利企業等（当該再就職者が現にその地位に就いているものに限る。）若しくはその子法人との間の契約であつて当該地方公共団体若しくは当該特定地方独立行政法人においてその締結について自らが決定したもの又は当該地方公共団体若しくは当該特定地方独立行政法人による当該営利企業等若しくはその子法人に対する行政手続法第二条第二号に規定する処分であつて自らが決定したものに關し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。 6 第一項及び前二項の規定（第八項の規定に基づく条例が定められているときは、当該条例の規定を含む。）は、次に掲げる場合には適用しない。 一 試験、検査、検定その他の行政上の事務であつて、法律の規定に基づく行政庁による指定若しくは登録その他の処分（以下「指定等」という。）を受けた者が行う当該指定等に係るもの若しくは行政庁から委託を受けた者が行う当該委託に係るものを遂行す	るために必要な場合、又は地方公共団体若しくは国の事務若しくは事業と密接な関連を有する業務として人事委員会規則で定めるものを行うために必要な場合 二 行政庁に対する権利若しくは義務を定めている法令の規定若しくは地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人との間で締結された契約に基づき、権利を行使し、若しくは義務を履行する場合、行政庁の処分により課された義務を履行する場合又はこれらに類する場合として人事委員会規則で定める場合 三 行政手続法第二条第三号に規定する申請又は同条第七号に規定する届出を行う場合 四 地方自治法第二百三十四条第一項に規定する一般競争入札若しくはせり売りの手続又は特定地方独立行政法人が公告して申込みをさせることによる競争の手続に従い、売買、貸借、請負その他の契約を締結するために必要な場合 五 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報の提供を求める場合（一定の日以降に公にすることが予定されている情報を同日前に開示するよう求める場合を除く。） 六 再就職者が役員（これに類する者を含む。以下この号において同じ。）に対し、契	約等事務に關し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼することにより公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として人事委員会規則で定める場合において、人事委員会規則で定める手続により任命権者の承認を得て、再就職者が当該承認に係る役員に對し、当該承認に係る契約等事務に關し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼する場合 7 職員は、前項各号に掲げる場合を除き、再就職者から第一項、第四項又は第五項の規定（次項の規定に基づく条例が定められているときは、当該条例の規定を含む。）により禁止される要求又は依頼を受けたとき（地方独立行政法人法第五十条の二において準用する第一項、第四項又は第五項の規定（同条において準用する次項の規定に基づく条例が定められているときは、当該条例の規定を含む。）により禁止される要求又は依頼を受けたときを含む。）は、人事委員会規則又は公平委員会規則で定めるところにより、人事委員会又は公平委員会にその旨を届け出なければならぬ。 8 地方公共団体は、その組織の規模その他の事情に照らして必要があると認めるときは、再就職者のうち、国家行政組織法（昭和二十	三年法律第二十号）第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものに離職した日の五年前の日より前に就いていた者について、当該職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役員又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務であつて離職した日の五年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならないことを条例により定めることができる。 （違反行為の疑いに係る任命権者の報告） 第三十八条の三 任命権者は、職員又は職員であつた者に前条の規定（同条第八項の規定に基づく条例が定められているときは、当該条例の規定を含む。）に違反する行為（以下「規制違反行為」という。）を行つた疑いがあると思料するときは、その旨を人事委員会又は公平委員会に報告しなければならない。 （任命権者による調査） 第三十八条の四 任命権者は、職員又は職員であつた者に規制違反行為を行つた疑いがあると思料して当該規制違反行為に關して調査を行おうとするときは、人事委員会又は公平委員会にその旨を通知しなければならない。
---	--	--	---

2 人事委員会又は公平委員会は、任命権者が行う前項の調査の経過について、報告を求め、又は意見を述べることができる。 3 任命権者は、第一項の調査を終了したときは、遅滞なく、人事委員会又は公平委員会に對し、当該調査の結果を報告しなければならない。 (任命権者に対する調査の要求等) 第三十八条の五 人事委員会又は公平委員会は、第三十八条の二第七項の届出、第三十八条の三の報告又はその他の事由により職員又は職員であつた者に規制違反行為を行つた疑いがあると思料するときは、任命権者に対し、当該規制違反行為に関する調査を行うよう求めることができる。	の他の地位であつて条例で定めるものに就こうとする場合又は就いた場合には、離職後条例で定める期間、条例で定める事項を条例で定める者に届け出させることができる。 (廃置分合に係る特例) 第三十八条の七 職員であつた者が在職していた地方公共団体(この条の規定により当該職員であつた者が在職していた地方公共団体とみなされる地方公共団体を含む。)の廃置分合により当該職員であつた者が在職していた地方公共団体(以下この条において「元在職団体」という。)の事務が他の地方公共団体に承継された場合には、当該他の地方公共団体を当該元在職団体と、当該他の地方公共団体の執行機関の組織若しくは議会の事務局で当該元在職団体の執行機関の組織若しくは議会の事務局に相当するものの職員又はこれに類する者として当該他の地方公共団体の人事委員会規則で定めるものを当該元在職団体の執行機関の組織若しくは議会の事務局の職員又はこれに類する者として当該他の地方公共団体の人事委員会規則で定めるものと、それぞれみなし、第三十八条の二から前条までの規定(第三十八条の二第八項の規定に基づく条例が定められているときは当該条例の規定を含む、これらの規定に係る罰則を含む。)並びに第六十条第四号から第八号まで及び第六十三条の規定を適用する。	第三章第七節の節名を次のように改める。 第七節 研修 第四十条を次のように改める。 第四十条 削除 第五十八条の二第二項中「任命権者は」の下に「次条に規定するもののほか」を、「任用」の下に「人事評価」を、「服務」の下に「退職管理」を加え、「及び勤務成績の評定を削り、同条の次に次の一条を加える。 (等級等ことの職員の数の公表) 第五十八条の三 任命権者は、第二十五条第四項に規定する等級及び職員の職の属する職制上の段階ごとに、職員の数を、毎年、地方公共団体の長に報告しなければならない。 2 地方公共団体の長は、毎年、前項の規定による報告を取りまとめ、公表しなければならない。 第六十条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに」に、「三万円」を「五十万円」に改め、同条に次の五号を加える。 四 離職後二年を経過するまでの間に、離職前五五年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役員又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務であつて離職前五五年間の職務に属するものに関し、職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないうように要求し、又は依頼した再就職者	五 地方自治法第五十八条第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又はこれに準ずる職であつて人事委員会規則で定めるものに離職した日の五年前の日より前に就いていた者であつて、離職後二年を経過するまでの間に、当該職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役員又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務であつて離職した日の五年前の日より前の職務(当該職に就いていたときの職務に限る。)に属するものに関し、職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないうように要求し、又は依頼した再就職者 六 在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役員又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、当該地方公共団体若しくは当該特定地方独立行政法人と営利企業等(再就職者が現にその地位に就いているものに限る。)若しくはその子法人との間の契約であつて当該地方公共団体若しくは当該特定地方独立行政法人においてその締結について自らが決定したもの又は当該地方公共団体若しくは当該特定地方独立行政法人による当該営利企業等若しくはその子法人に対する行政手続法第二条第二号に規定する処分であつ
--	--	---	--

て自らが決定したものに關し、職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した再就職者

七 国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものに離職した日の五年前の日より前に就いていた者であつて、離職後二年を経過するまでの間に、当該職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務であつて離職した日の五年前の日より前の職務(当該職に就いていたときの職務に限る。)に属するものに関し、職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した再就職者(第三十八条の二第八項の規定に基づき条例を定めている地方公共団体の再就職者に限る。)

八 第四号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼(地方独立行政法人法第五十条の二において準用する第四号から前号までに掲げる要求又は依頼を含む。)を受けた職員であつて、当該要求又は依頼を受けたことを理由として、職務上不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつた者

第六十一条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに」に、「十万円」を「百万円」に改め、同条第三号中「第十九条第一項後段」を「第

十八条の三(第二十一条の四第四項において準用する場合を含む。)」に改める。

本則に次の三条を加える。

第六十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役に処する。ただし、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条があるときは、刑法による。

一 職務上不正な行為(当該職務上不正な行為が、営利企業等に対し、他の役職員をその離職後に、若しくは役職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを目的として、当該役職員若しくは役職員であつた者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、若しくは当該役職員若しくは役職員であつた者を当該地位に就かせることを要求し、若しくは依頼する行為、又は営利企業等に対し、離職後に当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、若しくは当該地位に就くことを要求し、若しくは約束する行為である場合における当該職務上不正な行為を除く。次号において同じ。)をすること若しくはしたことが、又は相当の行為をしないこと若しくはしなかつたことに関し、営利企業等に対し、離職後に当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就くこと、又は他の

役職員をその離職後に、若しくは役職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、又は約束した職員

二 職務に関し、他の役職員に職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、依頼し、若しくは唆すこと、又は要求し、依頼し、若しくは唆したことに關し、営利企業等に対し、離職後に当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就くこと、又は他の役職員をその離職後に、若しくは役職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、又は約束した職員

三 前号(地方独立行政法人法第五十条の二において準用する場合を含む。)の不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、依頼し、又は唆した行為の相手方であつて、同号(同条において準用する場合を含む。)の要求又は約束があつたことの情を知つて職務上不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつた職員

第六十四条 第三十八条の二第一項、第四項又は第五項の規定(同条第八項の規定に基づく条例が定められているときは、当該条例の規定を含む。)に違反して、役職員又はこれらの規定に規定する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務に關し、職務上の行為をするように、又はし

ないように要求し、又は依頼した者(不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した者を除く。)は、十万円以下の過料に処する。

第六十五条 第三十八条の六第二項の条例には、これに違反した者に対し、十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(地方独立行政法人法の一部改正)
第二条 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

第五十条第一項中「この条」の下に「及び次条」を加え、同条第三項中「者を除く」の下に「次条において同じ」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(役員の退職管理)

第五十条の二 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第八条第一項(第四号に係る部分に限る。)及び第三十八条の二から第三十八条の七までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。)並びに同法第六十条(第四号から第八号までに係る部分に限る。)及び第六十条の三の規定は、役員又は役員であつた者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

平成二十六年四月二十五日 参議院會議録第二十号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案

第八條第一項第四号		人事行政の運営	特定地方独立行政法人の役員の退職管理
第三十八條の二第二項		職員（臨時的に任用された職員、条件付採用期間中の職員及び非常勤職員（第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下この節、第六十條及び第六十三條において同じ。）	特定地方独立行政法人の役員
		退職手当通算予定職員	退職手当通算予定役員
		職員若しくは	職員（臨時的に任用された職員、条件付採用期間中の職員及び非常勤職員（第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）若しくは
		人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則	設立団体（地方独立行政法人法第六條第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。）の人事委員会規則（人事委員会を置かない設立団体においては、設立団体の規則）をいう
		この条	地方独立行政法人法第五十條の二において準用するこの条
第三十八條の二第二項		前項	地方独立行政法人法第五十條の二において準用する前項
		地方独立行政法人法	同法
		地方公共団体の条例	特定地方独立行政法人の規程
第三十八條の二第三項		第一項の「退職手当通算予定職員	地方独立行政法人法第五十條の二において準用する第一項の「退職手当通算予定役員

第三十八條の二第四項		前項	同条において準用する前項
		選考による採用	任命
第三十八條の二第五項		第一項の	地方独立行政法人法第五十條の二において準用する第一項の
		第一項	地方独立行政法人法第五十條の二において準用する第一項
第三十八條の二第六項各号列記以外の部分		第一項	地方独立行政法人法第五十條の二において準用する第一項
		第八項	同条において準用する第八項
第三十八條の二第七項		前項各号	地方独立行政法人法第五十條の二において準用する前項各号
		から第一項	から同条において準用する第一項
		（次項	（同条において準用する次項
		地方独立行政法人法第五十條の二において準用する第一項、第四項又は第五項の規定（同条において準用する	第一項、第四項又は第五項の規定（
第三十八條の二第八項		人事委員会規則	設立団体の人事委員会規則
		人事委員会又は	設立団体の人事委員会又は
		地方公共団体は	設立団体は
		その組織	その特定地方独立行政法人の組織
第三十八條の三		前条	地方独立行政法人法第五十條の二において準用する前条
		人事委員会	設立団体の人事委員会
第三十八條の四及び第三十八條の五第一項		人事委員会	設立団体の人事委員会

第三十八條の六第一項		地方公共団体は	特定地方独立行政法人又は設立団体は
第三十八條の六第二項		地方公共団体の職員	特定地方独立行政法人の役員
第三十八條の七		地方公共団体の職員	設立団体
第三十八條の二		地方公共団体	地方独立行政法人法第五十條の二において準用する第三十八條の二
第三十八條の七		地方公共団体（この條の規定により当該職員であつた者が在職していた地方公共団体とみなされる地方公共団体を含む。）の廃置分合により当該職員であつた者が在職していた地方公共団体（以下この條において「元在職団体」という。）の事務が他の地方公共団体	特定地方独立行政法人（この條の規定により当該役員であつた者が在職していた特定地方独立行政法人とみなされる特定地方独立行政法人を含む。）の合併（地方独立行政法人法第六六條に規定する合併をいう。）により当該役員であつた者が在職していた特定地方独立行政法人（以下この條において「元在職法人」という。）の権利及び義務が他の特定地方独立行政法人
第三十八條の二から		他の地方公共団体を当該元在職団体	他の特定地方独立行政法人を当該元在職法人
第三十八條の二から		他の地方公共団体の執行機関の組織若しくは議会の事務局で当該元在職団体の執行機関の組織若しくは議会の事務局に相当するものの職員又はこれに類する者として当該他の地方公共団体の	他の特定地方独立行政法人の職員若しくは役員又はこれらに類する者として
第三十八條の二から		元在職団体の執行機関の組織若しくは議会の事務局の職員又はこれに類する者として当該元在職団体の	元在職法人の職員若しくは役員又はこれらに類する者として
第三十八條の二から		同法第五十條の二において準用する第三十八條の二から	同法第五十條の二において準用する第三十八條の二から

第六十條第七号	第三十八條の二第八項	同法第五十條の二において準用する第三十八條の二第八項
第六十條第八号	第六十條第四号	同法第五十條の二において準用する第六十條第四号
第六十條第八号	第三十八條の二第八項の規定に基づき條例を定めている地方公共団体	地方独立行政法人法第五十條の二において準用する第三十八條の二第八項の規定に基づき設立団体が條例を定めている場合における当該特定地方独立行政法人
第六十四條	第四号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼（地方独立行政法人法第五十條の二において準用する）	地方独立行政法人法第五十條の二において準用する第四号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼（
第六十五條	第三十八條の二第一項	地方独立行政法人法第五十條の二において準用する第三十八條の二第一項
第六十五條	第三十八條の六第二項	地方独立行政法人法第五十條の二において準用する第三十八條の六第二項

第五十三條第一項第一号中「昭和二十五年法律第二百六十一号」を削り、「第七項」を「第一項第四号及び第七項」に、「第二十四條」を「第十五條の二第三項、第二十三條の二第三項、第二十三條の四」に改め、「第四十條第二項」を削り、「並びに第五十八條の二」を、「第五十八條の二並びに第五十八條の三」に改め、同条第三項中「に読み替えるもの」を削り、同項の表第六條第二項の項の次に次のように加える。

第八條第一項第四号	人事行政の運営	退職管理
-----------	---------	------

第五十三條第三項の表第十七條第四項の項中「第十七條第四項」を「第十七條の二第二項」に改め、同表第十七條第五項の項中「第十七條第五項」を「第十七條の二第三項」に、「第十八條、第十九條及び第二十二條第一項において同じ」を「この節において「人事委員会等」という」に改め、同表第十八條第一項の項中「第十八條第一項」を「第十八條」に、「人事委員会」を「人事委員会等」に改め、同表第十八條第二項の項を削り、同表第十九條及び第二十二條第一項の項中「第十九條及び第二十二條第一項」を「第十八條の二、第十九條及び第二十條第二項」に、「人事委員会」を「人事委員会等」に改め、同項の次に次のように加える。

第二十一条の二第二項		任命権者が、人事委員会等の行う	特定地方独立行政法人の理事長が
第二十一条の二第三項		人事委員会等	特定地方独立行政法人の理事長
		又は他の地方公共団体	、地方公共団体又は他の特定地方独立行政法人
第二十一条の四第一項		人事委員会規則で定める職（人事委員会を置かない地方公共団体においては、任命権者が定める職）	特定地方独立行政法人の理事長が定める職
第二十一条の四第三項及び第二十二条第一項		人事委員会等	特定地方独立行政法人の理事長
第五十三条第三項の表第三十八条第一項の項の次に次のように加える。			
第三十八条の二第二項	人事委員会を置かない地方公共団体の規則	設立団体の人事委員会規則（人事委員会を置かない設立団体においては、設立団体の規則）をいう	
	地方公共団体の条例	特定地方独立行政法人の規程	
	人事委員会規則	設立団体の人事委員会規則	
	人事委員会又は	設立団体の人事委員会又は	
	地方公共団体は	設立団体は	
第三十八条の二第八項		その組織	その特定地方独立行政法人の組織
第三十八条の三、第三十八条の四及び第三十八条の五第一項	人事委員会	設立団体の人事委員会	
	地方公共団体は	特定地方独立行政法人又は設立団体は	
第三十八条の六第二項	当該地方公共団体	当該特定地方独立行政法人	
	地方公共団体	設立団体	

第三十八条の七		地方公共団体（この条の規定により当該職員であつた者が在職していた地方公共団体とみなされる地方公共団体を含む。）の廃置分合により当該職員であつた者が在職していた地方公共団体（以下この条において「元在職団体」という。）の事務が他の地方公共団体	特定地方独立行政法人（この条の規定により当該職員であつた者が在職していた特定地方独立行政法人とみなされる特定地方独立行政法人を含む。）の合併（地方独立行政法人法第百六条に規定する合併をいう。）により当該職員であつた者が在職していた特定地方独立行政法人（以下この条において「元在職法人」という。）の権利及び義務が他の特定地方独立行政法人
他の地方公共団体を当該元在職団体	他の地方公共団体の執行機関の組織若しくは議会の事務局で当該元在職団体の執行機関の組織若しくは議会の事務局に相当するものの職員又はこれに類する者として当該他の地方公共団体の		他の特定地方独立行政法人を当該元在職法人
	元在職団体の執行機関の組織若しくは議会の事務局の職員又はこれに類する者として当該元在職団体の		他の特定地方独立行政法人の職員若しくは役員又はこれらに類する者として
第五十三条第三項の表に次のように加える。		元在職法人の職員若しくは役員又はこれらに類する者として	
第六十条第七号		条例を定めている地方公共団体	設立団体が条例を定めている場合における当該特定地方独立行政法人

第五十四条に次の一項を加える。

3 特定地方独立行政法人は、地方公務員法第三章第六節の二及び第五章（第五十条の二において準用する場合を含む。）の規定を施行するため必要な事項として設立団体の人事委員会（人事委員会を置かない設立団体においては、設立団体の長。以下この項において同じ。）が定める事項を、設立団体の人事委員会が定める日までに、設立団体の人事委員会に届け出なければならない。

第六十二条の次に次の一条を加える。

第六十二条の二 第五十九条第一項に規定する設立団体の内部組織で当該移行型特定地方独立行政法人の業務に相当する業務を行うものの職員(地方公務員法第四条第一項に規定する職員であつた者に限る。)であつた者に対する同法第三十八条の二から第三十八条の六までの規定(同法第三十八条の二第八項の規定に基づく条例が定められているときは当該条例の規定を含み、これらの規定に係る罰則を含む。)並びに同法第六十条第四号から第八号まで及び第六十三条の規定の適用については、当該移行型特定地方独立行政法人を当該職員であつた者が在職していた地方公共団体と、当該移行型特定地方独立行政法人の職員若しくは役員又はこれらに類する者として第五十三条第三項の規定により読み替えて適用する同法第三十八条の二第一項に規定する人事委員会規則で定めるものを当該職員であつた者が在職していた地方公共団体の同法第三十八条の二第一項に規定する執行機関の組織又は同項に規定する議会の事務局の職員又はこれに類する者として同項に規定する人事委員会規則で定めるものとみなす。

第百二十三条第一項中「及び第三項ただし書」を「第三項ただし書及び第四項」に改め、同条第五項を次のように改める。

5

設立団体が二以上である場合における第五十条の二及び第五十三条第三項から第六項までの規定の適用については、第五十条の二の表第三十八条の二第一項の項中「設立団体(地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体」とあるのは「条例適用設立団体(地方独立行政法人法第百二十三条第四項の規定によりその条例を特定地方独立行政法人の職員に対して適用する旨が定款に定められた地方公共団体」と、「設立団体においては、設立団体」とあるのは「条例適用設立団体においては、条例適用設立団体」と、同表第三十八条の二第七項の項、第三十八条の二第八項の項、第三十八条の三の項、第三十八条の四及び第三十八条の五第一項の項、第三十八条の六第一項の項、第三十八条の六第二項の項及び第六十条第七号の項中「設立団体」とあるのは「条例適用設立団体」と、第五十三条第三項の表第六条第一項の項中「設立団体(地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。）」とあるのは「地方独立行政法人法第百二十三条第四項の規定によりその条例を特定地方独立行政法人の職員に対して適用する旨が定款に定められた地方公共団体(以下「条例適用設立団体」という。）」と、同表第十六条各号列記以外の部分の項、第二十六条の五第一項、第五項及び第六項(第二十二

六条の六第十一項において準用する場合を含む。)、第二十六条の六第一項から第三項まで、第六項、第七項各号列記以外の部分及び第八項並びに第二十七条第二項の項、第二十八條第三項及び第四項並びに第二十八条の二第一項及び第二項の項、第二十八条の四第一項の項、第二十八条の四第二項及び第三項の項、第二十九条第二項の項、第二十九条第四項及び第二十九条の二第二項の項、第三十二条の項、第三十五条の項、第三十六条第二項第五号の項、第三十八条の二第一項の項、第三十八条の二第七項の項、第三十八条の二第八項の項、第三十八条の三、第三十八条の四及び第三十八条の五第一項の項、第三十八条の六第一項の項、第三十八条の六第二項の項及び第六十条第七号の項中「設立団体」とあるのは「条例適用設立団体」と、第五十三条第四項から第六項までの規定中「設立団体(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六条第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。）」とあるのは「地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第百二十三条第四項の規定によりその条例を同法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人の職員に対して適用する旨が定款に定められた地方公共団体(以下「条例適用設立団体」という。))と、「設立団体の条例」とあるのは「条例適用設立

団体の条例」とする。

第百三十条第二号中「設立団体の長」の下に「又は設立団体の人事委員会」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条中地方独立行政法人法第五十四条及び第百三十条第二号の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

第二条 第一条の規定による改正後の地方公務員法(以下「新法」という。))第十五条の二第一項第五号に規定する標準職務遂行能力及び同号の標準的な職並びに新法第二十三条の二第二項に規定する人事評価の基準及び方法に関する事項その他の人事評価に関し必要な事項を定めるに当たつて必要な手続その他の行為は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。))前においても、新法第十五条の二並びに第二十三条の二第二項及び第三項の規定の例により行うことができる。

2 この法律の公布の日から施行日の前日までの間においては、第二条の規定による改正後の地方独立行政法人法第五十四条第三項中「地方公務員法第三章第六節の二及び第五章(第五十

の二とあるのは、「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)第一条の規定による改正後の地方公務員法第三章第六節の二及び第五章(地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律第二条の規定による改正後の第五十条の二とする。

(地方公務員法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第一条の規定による改正前の地方公務員法(以下この条において「旧法」という。)第四十条第一項の規定により施行日前の直近の勤務成績の評定が行われた日から起算して一年を経過する日までの間は、新法第三章第三節の規定にかかわらず、任命権者は、なお従前の例により、勤務成績の評定を行うことができる。

2 任命権者が、職員をその職員が現に任命されている職の置かれる機関(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百五十五条第一項に規定する支庁、地方事務所、支所及び出張所、同法第百五十六条第一項に規定する行政機関、同法第二百二条の四第三項に規定する地域自治区の事務所、同法第二百四十四条第一項に規定する公の施設並びに同法第二百五十二条の二十第一項に規定する区の事務所及びその出張所をいう。以下この項において同じ。)と規模の異なる他の機関であつて所管区域の単位及び種類を同じくするものに置かれる職であつて当該任命さ

れている職より一段階上位又は一段階下位の職制上の段階に属するものに任命する場合において、当該任命が従前の例によれば昇任又は降任に該当しないときは、当分の間、新法第十五条の二第一項の規定にかかわらず、これを同項第四号に規定する転任とみなす。

3 施行日前に旧法第二十一条第一項の規定により作成された採用候補者名簿であつてこの法律の施行の際現に効力を有するものについては、新法第二十一条第一項の規定により作成された採用候補者名簿とみなす。

4 施行日前に旧法第二十一条第一項の規定により作成された昇任候補者名簿であつてこの法律の施行の際現に効力を有するものについては、新法第二十一条の四第四項において読み替えて準用する新法第二十一条第一項の規定により作成された昇任候補者名簿とみなす。

5 施行日前に旧法によつて行われた不利益処分に関する説明書の交付、不服申立て及び審査については、なお従前の例による。

(処分等の効力)

第四条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定によつてした又はすべき処分、手続、通知その他の行為であつて、この法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。)

の規定に相当の規定があるものは、法令に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手続、通知その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(地方自治法の一部改正)

第七条 地方自治法の一部を次のように改正する。

第百三十八条第八項及び第百七十二条第四項中「職階制を」人事評価に改め、「服務」の下に「退職管理」を加え、「及び勤務成績の評定を削る。

(職業安定法の一部改正)

第八条 職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第三十三条の四第一項を次のように改める。

地方公共団体は、次の各号のいずれかに該当する無料の職業紹介事業を行う必要があると認めるときは、厚生労働大臣に届け出て、当該無料の職業紹介事業を行うことができる。

一 当該地方公共団体の区域内における福祉サービスの利用者の支援に関する施策、企業の立地の促進を図るための施策その他当該区域内の住民の福祉の増進、産業経済の発展等に資する施策に関する業務に附帯する業務として行う無料の職業紹介事業

二 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三十八条の六第一項(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第五十条の二において準用する場合を含む。)に規定する退職管理の適正を確保するため必要と認められる措置として行う無料の職業紹介事業

(教育公務員特例法の一部改正)

第九条 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

目次、第一条及び第二章の章名中「任免」の下に「人事評価」を加える。

第三条第一項中「部局長の採用」の下に「(現に当該学長の職以外の職に任命されている者を当該学長の職に任命する場合及び現に当該部局長の職以外の職に任命されている者を当該部局長の職に任命する場合を含む。次項から第四項までにおいて同じ。)」を、「教員の採用」の下に「(現に当該教員の職が置かれる部局に置かれる教員の職以外の職に任命されている者を当該部局に置かれる教員の職に任命する場合を含む。)

以下この項及び第五項において同じ。」を、「昇任の下に」「採用に該当するものを除く。同項において同じ。」を加える。 第四条第一項中「転任される」を「転任（現に学長の職に任命されている者を当該学長の職以外の職に任命する場合、現に教員の職に任命されている者を当該教員の職が置かれる部局に置かれる教員の職以外の職に任命する場合及び現に部局長の職に任命されている者を当該部局長の職以外の職に任命する場合をいう。）をされる」に改める。 第五条第一項中「降任」の下に「（前条第一項の転任に該当するものを除く。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。 （人事評価） 第五条の二 学長、教員及び部局長の人事評価及びその結果に応じた措置は、学長にあつては評議会が、教員及び学部長にあつては教授会の議に基づき学長が、学部長以外の部局長にあつては学長が行う。 2 前項の人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項は、評議会の議に基づき学長が定める。 第十条に次の一項を加える。 2 大学の学長、教員及び部局長に係る標準職務遂行能力は、評議会の議に基づく学長の申出に基づいて、任命権者が定める。	第十一条中「校長の採用」の下に「（現に校長の職以外の職に任命されている者を校長の職に任命する場合を含む。）」を、「教員の採用」の下に「（現に教員の職以外の職に任命されている者を教員の職に任命する場合を含む。以下この条において同じ。）」を、「昇任」の下に「（採用に該当するものを除く。）」を加え、「学長」を「学長が」に、「教育長」を「教育長が」に改める。 第十五条中「採用」の下に「（現に指導主事の職以外の職に任命されている者を指導主事の職に任命する場合及び現に社会教育主事の職以外の職に任命されている者を社会教育主事の職に任命する場合を含む。以下この条において同じ。）」を、「昇任」の下に「（採用に該当するものを除く。）」を加える。 第十六条第一項中「第二十二條から第二十五条まで（条件付任用及び臨時的任用並びに職階制及び給与、勤務時間その他の勤務条件）」を「第二十二條、第二十四條及び第二十五条に改める。 第二十條を次のように改める。 第二十條 削除 第二十三條第一項中「採用」の下に「（現に教諭等の職以外の職に任命されている者を教諭等の職に任命する場合を含む。附則第四條第一項において同じ。）」を加える。 第三十五條中「及び第五項」の下に「第五條	の二」を加え、「第二十條を削り、「第六條及び第二十條第二項」を「第五條の二第二項及び第六條」に、「同條第一項」を「第五條の二第一項」に改める。 附則第四條第一項中「採用した」を「採用の」に改める。 （教育公務員特例法の一部改正に伴う経過措置） 第十條 前條の規定による改正前の教育公務員特例法第二十條第一項の規定により施行日前の直近の勤務成績の評定が行われた日から起算して一年を経過する日までの間は、前條の規定による改正後の教育公務員特例法第五條の二の規定にかかわらず、同條第一項に規定する評議会及び学長は、なお従前の例により、勤務成績の評定を行うことができる。 （地方公営企業等の労働関係に関する法律の一部改正） 第十一條 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九號）の一部を次のように改正する。 第十七條第一項中「第三十七條、」を削り、「及び第三十九條第一項」を並びに第三十九條第一項及び第三項から第五項まで」に改める。 附則第五項中「及び」を並びにに、「第三十七條から第三十九條まで」を「第三十八條及び第三十九條」に、「同法第三十九條第一項」を「同條第一項」に、「同條第三項」を「同條第四項」に改	める。 （地方公営企業法の一部改正） 第十二條 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二號）の一部を次のように改正する。 第三十七條を次のように改める。 第三十七條 削除 第三十九條第一項中「第一項第六號、第三項及び」を「第一項第四號及び第六號、第三項並びに」に、「第二十三條」を「第二十三條の四」に改め、「第四十條第二項」を削り、「及び第五十八條」を「第五十八條」に改め、「労働基準法」の下に「（昭和二十二年法律第四十九號）」を、「船員法」の下に「（昭和二十二年法律第百號）」を、「」を除外。の下に「及び第五十八條の三」を加え、同條中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。 3 企業職員に対する地方公務員法第八條第一項第四號の規定の適用については、同号中「人事行政の運営」とあるのは、「退職管理」とする。 （警察法の一部改正） 第十三條 警察法（昭和二十九年法律第百六十二號）の一部を次のように改正する。 第五十六條の二の次に次の一条を加える。 （特定地方警務官に係る地方公務員法の適用の特例） 第五十六條の三 特定地方警務官は、地方公務
---	--	--	--

員法第八条第一項(第四号に係る部分に限る。)、第三章第六節の二(第三十八条の二第二項及び第三項を除く。)、第六十条(第四号から第八号までに係る部分に限る。)、及び第六十三条から第六十五条までの規定の適用については、同法第四条第一項に規定する職員(以下この条において単に「職員」という。)とみなす。この場合において、同法第八条第一項第四号中「人事行政の運営」とあるのは「警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第五十六条の三の規定により職員とみなされる同法第五十六条の二第一項に規定する特定地方警察官(以下単に「特定地方警察官」という。)の退職管理」と、「任命権者」とあるのは「都道府県公安委員会」と、同法第三十八条の二第一項中「退職手当通算法人の地位に就いている者」とあるのは「退職手当通算法人の地位に就いている者(特定地方警察官であつた者にあつては、国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第百六条の二第四項に規定する退職手当通算予定職員であつた者であつて引き続いて同条第三項に規定する退職手当通算法人の地位に就いている者)」と、同条第六項第六号中「任命権者」とあるのは「任命権者(再就職者が特定地方警察官であつた者である場合にあつては、都道府県公安委員会)」と、同法第三十八条の三から第三十八条の五までの規

定(見出しを含む。)(中「任命権者」とあるのは「都道府県公安委員会」とするほか、職員とみなされる特定地方警察官に対する同法第六十三条第一号及び第二号の規定の適用については、同条第一号中「若しくは当該役職員」とあるのは「又は当該役職員」と、「行為、又は営利企業等に対し、離職後に当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、若しくは当該地位に就くことを要求し、若しくは約束する行為」とあるのは「行為」と、同号及び同条第二号中「離職後に当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就くこと、又は他の役職員をその離職後に、若しくは」とあるのは「他の役職員をその離職後に、又は」と、「若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し」とあるのは「又はその子法人の地位に就かせることを要求し」とする。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)

第十四条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第二十二条の見出し中「身分取扱」を「身分扱い」に改め、同条中「教育長及び」を「教育長並びに」に改め、「任免」の下に、「人事評価」を、

「服務」の下に、「退職管理」を加え、「身分取扱」を「身分扱い」に、「特別の定め」を「特別の定め」に改める。

第三十五条の見出し中「身分取扱」を「身分扱い」に改め、同条中「任免」の下に、「人事評価」を、「服務」の下に、「退職管理」を加え、「身分取扱」を「身分扱い」に、「特別の定め」を「特別の定め」に改める。

第四十条中、「第四十六条」を削る。

第四十二条中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。

第四十四条を次のように改める。

(人事評価)

第四十四条 県費負担教職員の人事評価は、地方公務員法第二十三条の二第一項の規定にかかわらず、都道府県委員会の計画の下に、市町村委員会が行うものとする。

第四十六条を次のように改める。

第四十六条 削除

第四十七条第一項中「に読み替えるものとする」を「とする」に改め、同項の表第三十八条の二項中「第三十八条」の下に、「第三十八条の二第六項第六号、第三十八条の三(見出しを含む。)、第三十八条の四(見出しを含む。))並びに第三十八条の五の見出し及び同条第一項」を加える。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 前条の規定による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十六条の規定により施行日前の直近の勤務成績の評定が行われた日から起算して一年を経過する日までの間は、前条の規定による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十四条の規定にかかわらず、同条に規定する市町村委員会、なお従前の例により、勤務成績の評定を行うことができる。

(大学の教員等に関する法律の一部改正)

第十六条 大学の教員等の任期に関する法律(平成九年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第十条」を「第十条第一項」に改め、同項第一号中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

(市町村の合併の特例に関する法律の一部改正)

第十七条 市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第五十六条の次に次の一条を加える。

(地方公務員法の適用に関する特例)

第五十六条の二 合併特例区の職員に対する地方公務員法第三章第六節の二及び第五章の規定の適用については、同法第三十八条の二第

一項中「人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則」とあるのは「合併市町村(市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号)第二条第二項に規定する合併市町村をいう。以下同じ。)の人事委員会規則(人事委員会を置かない合併市町村においては、合併市町村の規則)をいう」と、同条第七項中「人事委員会規則」とあるのは「合併市町村の人事委員会規則」と、「人事委員会又は」とあるのは「合併市町村の人事委員会又は」と、同条第八項中「地方公共団体は」とあるのは「合併市町村は」と、「その組織」とあるのは「その合併特例区の組織」と、同法第三十八条の三、第三十八条の四及び第三十八条の五第一項中「人事委員会」とあるのは「合併市町村の人事委員会」と、同法第三十八条の六第一項中「地方公共団体は」とあるのは「合併特例区又は合併市町村は」と、同条第二項中「地方公共団体」とあるのは「合併市町村」と、同法第六十条第七号中「条例を定めている地方公共団体」とあるのは「合併市町村が条例を定めている場合における当該合併特例区」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

投票者氏名
日程第一 著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名 二二五名

青木 一彦君	赤池 誠章君	高橋 克法君	滝沢 求君	脇 雅史君	渡辺 猛之君
有村 治子君	井原 巧君	滝波 宏文君	柘植 芳文君	渡邊 美樹君	足立 信也君
石井 準一君	石井 浩郎君	塚田 一郎君	鶴保 庸介君	相原久美子君	有田 芳生君
石井 正弘君	石田 昌宏君	堂故 茂君	豊田 俊郎君	石上 俊雄君	石橋 通宏君
磯崎 仁彦君	磯崎 陽輔君	中泉 松司君	中川 雅治君	磯崎 哲史君	江崎 孝君
猪口 邦子君	岩井 茂樹君	中曾根弘文君	中西 祐介君	江田 五月君	小川 勝也君
岩城 光英君	上野 通子君	中原 八一君	長峯 誠君	小川 敏夫君	尾立 源幸君
江島 潔君	衛藤 晟一君	二之湯 智君	二之湯武史君	大久保 勉君	大島九州男君
大家 敏志君	大沼みずほ君	西田 昌司君	野上浩太郎君	大塚 耕平君	大野 元裕君
大野 泰正君	太田 房江君	羽生田 俊君	長谷川 岳君	加藤 敏幸君	風間 直樹君
岡田 直樹君	片山さつき君	馬場 成志君	橋本 聖子君	金子 洋一君	神本美恵子君
金子原二郎君	木村 義雄君	林 芳正君	福岡 資麿君	北澤 俊美君	郡司 彰君
岸 宏一君	北川イツセイ君	藤井 基之君	藤川 政人君	小西 洋之君	小林 正夫君
北村 経夫君	熊谷 大君	古川 俊治君	堀井 巖君	小見山幸治君	斎藤 嘉隆君
小泉 昭男君	小坂 憲次君	堀内 恒夫君	舞立 昇治君	櫻井 充君	芝 博一君
古賀友一郎君	上月 良祐君	松下 新平君	松村 祥史君	榎葉賀津也君	田城 郁君
鴻池 祥肇君	佐藤 信秋君	松山 政司君	丸川 珠代君	田中 直紀君	津田弥太郎君
佐藤 正久君	佐藤 信秋君	丸山 和也君	三木 亨君	徳永 エリ君	那谷屋正義君
酒井 庸行君	山東 昭子君	三原じゅん子君	三宅 伸吾君	直嶋 正行君	長浜 博行君
島田 三郎君	島村 大君	水落 敏栄君	溝手 顕正君	難波 奨二君	西村まさみ君
末松 信介君	世耕 弘成君	宮沢 洋一君	宮本 周司君	野田 国義君	羽田雄一郎君
関口 昌一君	伊達 忠一君	森 まさこ君	森屋 宏君	白 眞勲君	浜野 喜史君
高階恵美子君	高野光二郎君	柳本 卓治君	山崎 力君	林 久美子君	広田 一君
		山下 雄平君	山田 修路君	福山 哲郎君	藤末 健三君
		山田 俊男君	山谷えり子君	藤田 幸久君	藤本 祐司君
		山本 一太君	山本 順三君	前田 清成君	前田 武志君
		吉川ゆうみ君	若林 健太君	牧山ひろえ君	増子 輝彦君

水岡 俊一君	森本 真治君	中野 正志君	中山 恭子君	金子原二郎君	木村 義雄君	松下 新平君	松村 祥史君
安井美沙子君	柳澤 光美君	藤巻 健史君	室井 邦彦君	岸 宏一君	北川イツセイ君	松山 政司君	丸川 珠代君
柳田 稔君	吉川 沙織君	小野 次郎君	川田 龍平君	北村 経夫君	熊谷 大君	丸山 和也君	三木 亨君
秋野 公造君	荒木 清寛君	柴田 巧君	寺田 典城君	小泉 昭男君	小坂 憲次君	三原じゅん子君	三宅 伸吾君
石川 博崇君	魚住裕一郎君	真山 勇一君	福島みずほ君	古賀友一郎君	上月 良祐君	水落 敏榮君	溝手 顕正君
河野 義博君	佐々木さやか君	又市 征治君	吉田 忠智君	鴻池 祥肇君	佐藤 信秋君	宮沢 洋一君	宮本 周司君
杉 久武君	竹谷とし子君	荒井 広幸君	平野 達男君	佐藤 正久君	佐藤 ゆかり君	森 まさこ君	森屋 宏君
谷合 正明君	長沢 広明君	主濱 了君	谷 亮子君	酒井 庸行君	山東 昭子君	柳本 卓治君	山崎 力君
新妻 秀規君	西田 実仁君	奥石 東君		島田 三郎君	島村 大君	山下 雄平君	山田 修路君
浜田 昌良君	平木 大作君			末松 信介君	世耕 弘成君	山田 俊男君	山谷えり子君
矢倉 克夫君	山口那津男君	反対者氏名	一名	関口 昌一君	伊達 忠一君	山本 一太君	山本 順三君
山本 香苗君	山本 博司君	山本 太郎君		高階恵美子君	高野光二郎君	吉川ゆうみ君	若林 健太君
横山 信一君	若松 謙維君			高橋 克法君	滝沢 求君	脇 雅史君	渡辺 猛之君
井上 義行君	江口 克彦君			滝波 宏文君	柘植 芳文君	渡邉 美樹君	秋野 公造君
田中 茂君	中西 健治君			塚田 一郎君	鶴保 庸介君	荒木 清寛君	石川 博崇君
松沢 成文君	松田 公太君	賛成者氏名	一五三名	堂故 茂君	豊田 俊郎君	魚住裕一郎君	河野 義博君
水野 賢一君	薬師寺みちよ君	青木 一彦君	赤池 誠章君	中泉 松司君	中川 雅治君	佐々木さやか君	杉 久武君
山口 和之君	山田 太郎君	有村 治子君	井原 巧君	中曽根弘文君	中西 祐介君	竹谷とし子君	谷合 正明君
和田 政宗君	渡辺美知太郎君	石井 準一君	石井 浩郎君	中原 八一君	長峯 誠君	長沢 広明君	新妻 秀規君
井上 哲士君	市田 忠義君	石井 正弘君	石田 昌宏君	二之湯 智君	二之湯武史君	西田 実仁君	浜田 昌良君
紙 智子君	吉良よし子君	磯崎 仁彦君	磯崎 陽輔君	西田 昌司君	野上浩太郎君	平木 大作君	矢倉 克夫君
倉林 明子君	小池 晃君	猪口 邦子君	岩井 茂樹君	羽生田 俊君	長谷川 岳君	山口那津男君	山本 香苗君
田村 智子君	大門実紀史君	岩城 光英君	上野 通子君	馬場 成志君	橋本 聖子君	山本 博司君	横山 信一君
辰巳孝太郎君	仁比 聡平君	江島 潔君	衛藤 晟一君	林 芳正君	福岡 資麿君	若松 謙維君	井上 義行君
山下 芳生君	アントニオ猪木君	大家 敏志君	大沼みずほ君	藤井 基之君	藤川 政人君	江口 克彦君	田中 茂君
東 徹君	片山虎之助君	大野 泰正君	太田 房江君	古川 俊治君	堀井 巖君	中西 健治君	松沢 成文君
儀間 光男君	清水 貴之君	岡田 直樹君	片山さつき君	堀内 恒夫君	舞立 昇治君	松田 公太君	水野 賢一君

日程第二 地方公務員法及び地方独立行政法人法の
の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

官 報 (号 外)

反對者氏名	藥師寺みちよ君	山口 和之君	芝 博一君	榛葉賀津也君
	山田 太郎君	和田 政宗君	田城 郁君	田中 直紀君
谷 亮子君	渡辺美知太郎君	アノトニ才猪木君	津田弥太郎君	徳永 エリ君
	東 徹君	片山虎之助君	那谷屋正義君	直嶋 正行君
平野 達男君	儀間 光男君	清水 貴之君	長浜 博行君	難波 獎二君
	中野 正志君	中山 恭子君	西村まさみ君	野田 国義君
真山 勇一君	藤巻 健史君	室井 邦彦君	羽田雄一郎君	白 眞勲君
	小野 次郎君	川田 龍平君	浜野 喜史君	林 久美子君
柴田 巧君	柴田 巧君	寺田 典城君	広田 一君	福山 哲郎君
	真山 勇一君	荒井 広幸君	藤末 健三君	藤田 幸久君
主濱 了君	平野 達男君	主濱 了君	藤本 祐司君	前川 清成君
	谷 亮子君		前田 武志君	牧山ひろえ君
七三名	足立 信也君	相原久美子君	増子 輝彦君	水岡 俊一君
	有田 芳生君	石上 俊雄君	森本 真治君	安井美沙子君
江崎 孝君	石橋 通宏君	磯崎 哲史君	吉川 沙織君	柳田 稔君
	小川 勝也君	江田 五月君	市田 忠義君	井上 哲士君
尾立 源幸君	小川 勝也君	小川 敏夫君	吉良よし子君	紙 智子君
	大島九州男君	大久保 勉君	小池 晃君	倉林 明子君
大野 元裕君	大野 元裕君	大塚 耕平君	大門実紀史君	田村 智子君
	風間 直樹君	加藤 敏幸君	仁比 聡平君	辰巳孝太郎君
郡司 彰君	神本美恵子君	金子 洋一君	福島みずほ君	山下 芳生君
	小林 正夫君	北澤 俊美君	古田 忠智君	又市 征治君
齋藤 嘉隆君	小見山幸治君	櫻井 充君	山本 太郎君	興石 東君

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 独立行政法人国立印刷局
電 話	03 (3587) 4294
定 価	本号一部 二八円 一〇円